

去年も公開模試から本試験的中！

※簿記論・財務諸表論・所得税法・相続税法・消費税法から一部抜粋

〔簿記論〕

第68回税理士試験問題

〔第一問〕

問2 当社は1つの支店を有する株式会社であり、支店独立会計制度を採用している。次の【資料1】～【資料4】に基づいて、設問(1)～(5)に答えなさい。なお会計期間は毎年4月1日に始まり3月31日に終了する1年間である。また、【資料1】及び【資料2】の()に該当する金額は各自推定しなさい。ただし、資料から判明すること以外は考慮する必要はない。

【資料1】本店の決算整理前残高試算表

残高試算表（本店） X8年3月31日			
借方		貸方	
239,670	現金預金		
118,440	受取手形		
135,360	売掛金		
	貸倒引当金	3,420	
43,200	繰越商品		
25,830	貸付金		
180,000	建物		
	建物減価償却累計額	48,000	
120,000	備品		
	備品減価償却累計額	58,560	
()	支店		
	支払手形	138,592	
	買掛金	276,530	
	借入金	80,305	
	繰延内部利益	1,575	
	資本金	375,000	
	資本準備金	6,000	
	利益準備金	3,750	
	任意積立金	27,900	
	繰越利益剰余金	18,000	
	売上	()	
	支店売上	173,250	
	受取利息	593	
470,250	仕入		
23,040	営業費		
945	支払利息		
()		()	

2018年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第一問〕

当社は本店と支店において商品売買業を営んでおり、支店独立会計制度を採用している。当社の当期はx10年4月1日からx11年3月31日であり、本店の決算整理前残高試算表は【資料1】、支店の会計処理は【資料2】、本店及び支店の決算整理事項等は【資料3】である。これらの資料に基づいて、本支店合併精算表【資料4】の①～⑪に記入される金額を示しなさい。
 なお、資料の()に該当する勘定科目及び金額は各自推定しなさい。また、計算上、千円未満の端数が生じた場合には、千円未満の端数を四捨五入すること。

【資料1】本店の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表			
		(単位：千円)	
現金	77,450	買掛金	20,500
売掛金	27,970	貸倒引当金	520
商品	17,000	減価償却累計額※1	11,880
貸付金	2,000	繰延内部利益※2	457
仮払金	400	資本金	120,000
建物	50,000	利益準備金	5,600
備品	8,000	繰越利益剰余金	991
土地	27,835	売上	340,000
支店	52,928	支店売上	52,635
当期仕入	205,000		
販売管理費	84,000		
	552,583		552,583

※1 減価償却累計額のうち、建物に係る金額は9,000千円である。

※2 本店は支店へ商品を提供する際、仕入原価に対して毎期10%の内部利益を付加している。なお、支店の商品は全て本店から供給されたものである。



〔財務諸表論〕

第68回税理士試験問題

〔第二問〕

次の文章は、資産・負債の測定（測定尺度）などについて示したものである。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

財務会計の① アプローチで中心に据えられている資産は、「過去取引または事象の結果として、報告主体が支配している②」と定義されている（討議資料「財務会計の概念フレームワーク」、第3章、4）。この②の本質は、「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉」であり、また、この資産の能力は③と呼ばれてきた。こうした資産の定義に従えば、資産の測定に将来キャッシュ・フローを用いることも論理的に整合する。そのため、資産の測定値は、将来キャッシュ・フローを④に割り引いた金額である割引価値が妥当なものとなる。



2018年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第一問〕

問3

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、資産とは、「③の結果として報告主体が④している⑤をいう。」と定義されている。⑤とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉を意味する。

〔所得税法〕

第68回税理士試験問題

【資料Ⅵ】

- 甲が本年中に支払った医療費に関するものは次のとおりである。
 - 診療費・治療費の合計額 68,000円
 - 処方された医薬品の購入費の合計額 8,000円
 - 通院するためのタクシー代 4,300円
 - 特定一般用医薬品等購入費の合計額 27,000円（注1）
 - 人間ドック費用（異常は発見されなかった） 32,400円（注2）
- 注1 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価に該当する。
 - 医療費控除の特例の適用を受けるための一定の取組に該当する。
- 注2 甲が本年中に自己で支払った保険料は、次のとおりである。
 - 任意継続社会保険料 289,044円
 - 国民年金保険料 147,060円
 - 生命保険料
 - 一般分の旧生命保険料 150,000円
 - 旧個人年金保険料 180,000円
 - 介護医療保険料 120,000円
 - 地震保険料 8,000円



2018年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕

【資料Ⅶ】

- 甲が本年中に支払った保険料、医療費等は、次のとおりである。
 - Aの医療費 580,000円

これは、甲が相続したAの預金から支払ったものであり、Aの相続税の計算上、債務控除の対象となったものである。
 - 長男の妻の出産費用及び定期検診費用 65,000円

これは、同一生計親族である長男の妻の第一子出産に係る費用であり、出産育児一時金による補填額控除後の金額である。

なお、長男の妻は、長男の所得税の計算において控除対象配偶者とされている。
 - 甲及び甲の妻に係る医療費 18,800円
 - 甲がドラッグストアで購入したスイッチOTC医薬品の購入費用 110,000円
 - 甲の予防接種の費用 5,000円
 - 国民年金保険料及び国民健康保険料 1,034,300円
 - 生命保険料
 - 旧一般保険料 55,000円
 - 新一般保険料 45,000円（G生命保険契約の保険料を含む。）
 - 旧個人年金保険料 240,000円

〔相続税法〕

第68回税理士試験問題

〔第二問〕

- 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。

 - V生命保険

イ 保険契約者	被相続人甲
ロ 被保険者	被相続人甲
ハ 保険料負担者	被相続人甲
ニ 保険金受取人	配偶者乙
ホ 保険金額	30,000,000円
ヘ 契約者貸付金	2,000,000円
 - W生命保険

イ 保険契約者	配偶者乙
ロ 被保険者	被相続人甲
ハ 保険料負担者	被相続人甲 50%、配偶者乙 50%
ニ 保険金受取人	子C
ホ 保険金額	26,000,000円
- ① V生命保険については、保険金の支払いは契約者貸付金を控除した残額が支払われている。
 - W生命保険の保険金額については、予定利率年1.5%で10年間の年金払の総額であり、1年間の支払額は、2,600,000円である（予定利率年1.5%の複利年金現価率は10年で9.222）。なお、課税時期に解約した場合の解約返戻金の金額は、24,000,000円である。



〔消費税法〕

第68回税理士試験問題

〔第二問〕問2

- 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。
 - ウェブサイト広告掲載料 1,118,800円

これは、外国法人C社（国内に支店等を有していない。）に支払った金額（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）であり、当該ウェブサイトにはA社の商品の広告が掲載されている。



2018年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕

- 「事業対策費」は、甲法人のレストラン事業及び物品販売事業に関連するデータの電子保存を行うクラウドサービスの提供として国外事業者に関連する外国法人へ支払ったものである。

当該役務提供は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しており、契約書において、リバースチャージ方式の適用対象取引に該当する旨が記載されている。

そのほかの第68回税理士試験のTAC的中実績は、ホームページで公開しています！

TAC税理士 動画 🔍 検索

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html

税理士講座トップページ中段「TAC税理士講座の6大特長 5. 高い的中実績」でご案内しています。

